

国土交通省告示第三百十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百五十三条に規定する不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならぬ燃料の量を定める告示を次のように定め、平成十二年十月十六日から適用する。

国土交通大臣 森田 一

不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならぬ燃料の量を定める告示

航空法施行規則（昭和二十七年国土交通省令第五十六号）第一百五十三条に規定する不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならぬ燃料の量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる燃料の量とする。

区 分	燃 料 の 量
一 航空運送事業の計器飛行方式により飛	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量

	用に供する飛行機
<p>計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示しないもの</p> <p>一 着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の五パーセントに相当する燃料の量（使用する航空機ごとに燃料の消費に係る性能に応じて携行しなければならぬ燃料の量を補正する方法及び飛行の区間ごとの気象状態等を勘案して携行しなければならぬ燃料の量を補正する方法並びに路線ごとの燃料消費量に関する分析に基づき、これらの方法を用いて燃料の量を補正する路線を選定する方法を航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四百四条に規定する運航規程に定めている航空運送事業者が使用する飛行機のうち当該路線に係るものにあつては、着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の三パーセントに相当する燃料の量）</p> <p>二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で五分間待機することができる燃料の量</p>	<p>行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示するもの</p> <p>一 着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の五パーセントに相当する燃料の量（使用する航空機ごとに燃料の消費に係る性能に応じて携行しなければならぬ燃料の量を補正する方法及び飛行の区間ごとの気象状態等を勘案して携行しなければならぬ燃料の量を補正する方法並びに路線ごとの燃料消費量に関する分析に基づき、これらの方法を用いて燃料の量を補正する路線を選定する方法を航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四百四条に規定する運航規程に定めている航空運送事業者が使用する飛行機のうち当該路線に係るものにあつては、着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の三パーセントに相当する燃料の量）</p> <p>二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で五分間待機することができる燃料の量</p>

<p>三 計器飛行方式により飛行しようとする回転翼航空機</p>	<p>二 航空運送事業の用に供する回転翼航空機</p>
<p>代替空港等を飛行計画に表示するもの</p>	<p>計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示しないもの</p>
<p>次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一 巡航高度で着陸地までの飛行を終わるまでに要する時間の十パーセントに相当する時間を飛行す</p>	<p>次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一 巡航高度で着陸地までの飛行を終わるまでに要する時間の十パーセントに相当する時間を飛行することができる燃料の量 二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができる燃料の量</p>

<p>(航空運送事業の用に供するものを除く。)</p>	<p>代替空港等を飛行計画に表示しないもの</p>	<p>ることができ燃料の量          二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができ燃料の量</p>

(平成二十九年三月二十九日国土交通省告示第二百五十号により一部改正)